

## 入札監理小委員会における審議の結果報告

### 生鮮食料品価格・販売動向調査

農林水産省の生鮮食料品価格・販売動向調査について、民間競争入札を実施するものとし、平成20年11月から落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針別表に定められている。

これに基づいて農林水産省から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

#### 1. 対象事業の範囲等（実施要項 3～9 頁）

##### 【論点】

調査客体の選定について、現状は前年の調査客体からの継続を基本としているが、現状と異なるやり方を民間事業者がとることはどこまで可能か。可能であれば明確に示すべきではないか。

##### 【対応】

民間事業者の判断により代替えの調査客体を選定することを可能とする記述を実施要項に追加した。

##### 【論点】

契約期間が複数年であり、年度をまたいで業務を実施することになるが、民間事業者から見て、契約金の支払い時期と業務との関係が明確であるか。

##### 【対応】

当初、実施要項の記述が不明確であったため、民間事業者からの報告や業務の完了を確認できる書類等の提出を受けて、適正な実施がなされたことを確認した後、業務に応じた金額を支払う旨、実施要項に記述した。

#### 2. ディスインセンティブ等について（実施要項 9 頁）

【論点】

ディスインセンティブとして、以下のいずれかに該当する場合は、各年ごとに事業報告書において、目標を下回った要因について分析し報告することとされているが、妥当か。

月別の回収率が月別目標率を下回った月が4ヶ月以上あった場合  
年間回収率が年間目標率を下回った場合  
1年間のデータ修正回数が合計6回以上あった場合

【対応】

ご指摘を踏まえ、要因について分析し報告させる事項と、その都度指示を行い対処させる事項とを整理し、については、月別調査結果の公表への影響を最小限にとどめる観点から、月別の回収率がひと月でも月別目標率を下回った月があった場合には要因を分析し報告するよう修正し、については、データ修正が発生した際、随時改善策の指示等を行い対処させることが適当と考えられることから、削除した。

【論点】

要求水準として求めている回収率は最低ラインであり、さらに向上を求めらるのであれば、向上するためにインセンティブを与えることを検討すべき。

【対応】

今後、他省庁も含めた統計調査の市場化テストの動向を見つつ検討していくこととする、との説明を受けて、今後の課題とすることでやむを得ないと判断したが、今後の導入について前向きに検討することを農林水産省と確認した。

### 3. 落札者決定にあたっての評価基準（実施要項13頁）

【論点】

必須項目として設定している「組織の専門性」「業務遂行に当たり、生鮮食料品の価格調査についての基本的な知見を有しているか。」については、必ずしも必須項目とする必要はないのではないか。

【対応】

ご指摘を踏まえ、必須項目から加点項目に変更することとした。

#### 4．意見募集で出てきた意見への対応

##### 【意見】

調査票を郵送する場合は、信書便を用いることが条件となっているが、送付方法については応札者の提案事項として頂きたい。

##### 【対応】

調査項目が記入された調査票は郵便法及び信書便法に基づく「信書」に該当すると判断されるため、送付にあたっては必ず信書便を用いることとしている。

しかし、未記入の調査票については「信書」に該当しないと判断されるため、その送付方法について応札者からの提案もできるように、実施要項の記述を修正した。

以 上